



災害時の総合行政システム 相互支援協定を締結

問合せ

シティプロモーション課

☎ (43) 1111 内線 683

4月24日(火)幸手市は、共通の総合行政システム(住民情報システム)を使用している埼玉県内5市(本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、和光市)およびAGS株式会社との7団体間で「災害協定」を締結しました。

この協定は、地震などの大規模災害が発生し、総合行政システムが利用できなくなった際の緊急対応と早期復旧の相互支援を目的とした、県内初の試みとなります。

具体的には、大規模災害で6市のうちいずれかの団体が被災し総合行政システムがストップした場合に、ほかの団体から端末の支援を受けるとともに、免震構造を有するAGS株式会社のデータセンター内に、仮設サーバや端末が準備され、データセットアップ、稼働環境の構築支援、機器類の提供に加え、必要に応じシステムエンジニアの提供や帳票印刷のサポートなどを受けることで、早期復旧と業務継続が期待できます。

そのほか、定期的に協議会を開催し、団体間相互の情報交換、災害合同訓練などを実施します。



児童手当の現況届 提出を忘れずに



児童手当を受給している人は、毎年6月に受給資格確認のため、「現況届」の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当の受給を決める大切な届けです。現況届が提出されない場合は、10月支給分以降の手当を受給することができません。また、提出しないまま2年が経過すると時効となり、受給権がなくなります。

6月中旬に郵送しますので、必要事項を記入、押印の上、同封の返信用封筒に必要書類を入れて返送してください(窓口持参も可)。

問合せ こども支援課(ウェルス幸手内)

☎ (42) 8454 ・ FAX (42) 2130

提出するもの

- ・市から郵送する「現況届」
 - ・厚生年金などの加入者は健康保険証の写し
- ※平成30年1月1日に幸手市以外に住民登録されていた人は、当時の住所を記入してください。

※児童と別居している人や実親以外の方が養育している場合、別途書類が必要となりますのでこども支援課へお問い合わせください。

提出期限 7月2日(月)

支給対象 出生の翌月から中学3年生まで(15歳になった日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

くらしの110番

心当たりのない海外からの郵便物・小包に注意!

【事例1】海外からの荷物が国際郵便で届いた。心当たりがないので開封していない。住所・氏名・電話番号は中国語や英語表記で、私宛てになっている。ネット通販を利用した覚えもない。連絡して返品すべきか対処法を知りたい。

【事例2】中国からの郵便物が夫宛てに届いた。中身はスマートフォンケースだが、注文した覚えがないという。ネット通販を利用して

いる息子にも確認したが、海外から荷物が届くことはないと言われた。どのように対処したらよいか。

海外から届いた荷物に心当たりがない場合、ネガティブオプション(送り付け商法)である可能性があります。

【消費者へのアドバイス】

①注文した覚えや心当たりのない荷物が届いた場合は、送付票の「依頼主」に記載の事業者名称、所在地および電話番号と配送伝票番号を記録し、受け取り拒否をしてください。ポストに投函されていた荷物は未開封であれば受け取り拒否が可能です。

子どもの人権

未来を守るために

人が人として生きる権利、それが人権です。人権は、すべての人が持っています。それは、大人でも子どもでもその重みは変わるものではありません。

子どもにも、一人の人間として、大人と同じように、自由と権利があります。そして、子どもは発達していく中で、みんなの権利を実現するには、どんなルールが必要なのかを学ぶことで成長していくことができます。「子どもだから」「子どものくせに」と一方的に決めつける前に、子どもも一人の人間として認め、意見をしっかりと聴くことが大切です。

しかし、現実の問題として、子どもが被害者となるいじめや虐待、性犯罪など痛ましい事件があとを絶ちません。子どもは大人よりも人権が侵害されやすい存在であると認識し、大人が子どもの人権を守ることが必要です。

子どもは、社会の未来を担う存在です。子どもの人権を考えることは、大人の人権意識を考えることでもあります。私たちは、子どもの人権について十分に理解と尊重をし、子どもの意見にも常に耳を傾けるとともに、心身ともに健やかな成長を見守っていくことが必要なのではないでしょうか。

平成 30 年度キャッチフレーズ

「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」

6 月 23 日～ 29 日は、男女共同参画週間です

問合せ 人権推進課

☎(43)1111 内線 162

FAX(44)0257

国の定める男女共同参画週間は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日にちなんで設けられました。男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

市ではこの期間中、市役所本庁舎ロビーにおいてパネル展を開催します。

男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいいます。

講演会のお知らせ

生きづらさを抱える女性たち

～一人ひとりの言葉と生きる力に心を寄せて～

と き 6 月 16 日(土)午後 1 時 30 分～ 4 時
ところ 埼玉県男女共同参画推進センター
(With You さいたま) 4 階セミナー室
さいたま市中央区新都心 2-2
講 師 上間 陽子さん(琉球大学教育学部研究科教授)
定 員 150 人(申込み順)
参加費 無料
申込み・問合せ

埼玉県男女共同参画推進センター
☎ 048(601)3111・FAX 048(600)3802

クリーン作戦にご協力を

▼大島新田調節池クリーン作戦

と き 6 月 24 日(日)午前 8 時～
9 時 30 分(小雨決行)

ところ 大島新田調節池サッカー
グラウンド(大字戸島地内)集合
▼権現堂調節池(行幸湖)クリーン作戦
と き 7 月 1 日(日)午前 8 時～
10 時(小雨決行)

ところ 権現堂調節池(行幸湖管理
事務所駐車場)集合

※作業用具(ゴミ袋・軍手)は市で
用意します。車の場合は、できる
限り乗り合わせをお願いします。
※中止の場合、当日午前 7 時に防
災行政無線でお知らせします。

問合せ 市民協働課 ☎(43)1111
内線 172・FAX(44)0257

②受け取ってしまったも、ネガティブ
オプションなど注文していない
商品であれば、原則 2 週間保管し
た後、自由に処分することができ
ますが、不安な場合は消費生活セ
ンターに早めに相談しましょう。
困った時には、お近くの消費生
活センター等に御相談ください。
問合せ 消費生活センター(市民
協働課内) ☎(43)1111 内線
192・FAX(44)0257(毎週月
曜～金曜日午前 10 時～正午、午
後 1 時～3 時 30 分)